

発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装の規格基準（案）

赤字:変更

緑字:削除

青字: 現行の規定をそのまま告示に移行

現行（乳等省令）	改正案	告示第 370 号
<p>2 発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装、金属缶又は組合せ容器包装（合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔又は金属のうち 2 以上を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）であって、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。</p> <p>2-a ガラス瓶は透明なものであること。</p> <p>2-b-0 内容物に直接接触する部分に使用できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリエチレン ・エチレン・1-アルケン共重合樹脂 ・ポリスチレン ・ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂 ・ポリエチレンテレフタレートの主成分とする合成樹脂 <p>(強度試験)</p> <p>2-b-A ピンホール封かん強度</p> <p>2-b-B 破裂強度または突き刺し強度</p>	<p>用途別規格</p> <p>発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装</p> <p>発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装は、ガラス製容器包装、金属製容器包装（容器包装の開口部分に、密封のために金属以外の材質を用いたものを含む。以下この目において同じ。）、合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装、金属缶又は組合せ容器包装（合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔又は金属のうち 2 以上を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）であって、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。</p> <p>(1) ガラス製容器包装</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 回収して繰り返し使用するものにあつては、透明なものであること。 <p>(2) 合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は個別規格の定められたもの（平成 21 年現在で 13 種）とする。</p> <p>ただし、合成樹脂加工アルミニウム箔であつて密封の用に供されるものについては、この限りでない。</p> <p>(強度試験)</p> <p>ピンホール封かん強度</p> <p>破裂強度または突き刺し強度</p>	

<p>2-b-F 常温保存可能品の容器包装にあっては、遮光性を有し、かつ気体透過性のないものであること。</p> <p>2-d 組み合わせ容器包装</p> <p>2-d-B 合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔（密栓の用に供するものを除く）は b に規定する規格（封かん強度及び常温保存可能品に係る規格を除く）、金属は、c に規定する金属缶の規格（封かん強度を除く）に適合すること。</p> <p>（強度試験） 封かん試験（金属除く）</p> <p>4 合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔容器包装を製造するものは、製造した当該容器包装を殺菌し、前各号に規定する容器包装に使用する紙のふた又は合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔若しくは金属のうち二以上を用いる容器包装に用いられる紙のふた又は合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔若しくは金属を製造するものは製造した当該紙のふた又は合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔又は金属を殺菌すること。ただし、殺菌効果を有する方法で製造されたものはこの限りでない。</p> <p>3 前各号に規定する容器包装以外の容器包装を使用しようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けなければならないこと。</p>	<p>常温保存可能品の容器包装にあっては、遮光性を有し、かつ気体透過性のないものであること。</p> <p>(3) 組合せ容器包装 金属は金属缶の規格、合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔（密栓の用に供するものを除く）は（2）に規定する規格（封かん強度及び常温保存可能品に係る規格を除く）に適合すること。</p> <p>（強度試験） 封かん試験（金属除く）</p> <p>(4) 合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔容器包装を製造するものは、製造した当該容器包装を殺菌し、前各号に規定する容器包装に使用する紙のふた又は合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔若しくは金属のうち二以上を用いる容器包装に用いられる紙のふた又は合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔若しくは金属を製造するものは製造した当該紙のふた又は合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔又は金属を殺菌すること。ただし、殺菌効果を有する方法で製造されたものはこの限りでない。 (→器具及び容器包装の製造基準)</p>	
--	--	--

※ガラス瓶の溶出試験規格については、告示 370 号を適用している。

2-b 合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装は、次の条件に適合するものであること。

(材質規格)

2-b-D 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂※の規格

カドミウム (PET) 100ppm 以下

鉛 (PET) 100ppm 以下

揮発性物質 (PS) **1500ppm 以下**

n-ヘキサン抽出物 (PE, PP) PE: 2.6%以下

PP: 5.5%以下

キシレン可溶物 (PE, PP) PE: 11.3%以下

PP: 30%以下

ヒ素 (PE, PP, PS) 2ppm 以下

重金属 (PE, PP, PS) 20ppm 以下 (鉛として)

※PET: ポリエチレンテレフタレートを主成分とする、PE: ポリエチレン及びエチレン・1-アルケン共重合樹脂、PP: ポリプロピレンを主成分とする、PS: ポリスチレン

2-b-A 溶出試験

重金属 1ppm 以下 (鉛として)

蒸発残留物 **15ppm 以下**

過マンガン酸カリウム消費量 **5ppm 以下**

アンチモン (PET) **0.025ppm 以下**

ゲルマニウム (PET) **0.05ppm 以下**

※告示 370 号の原材料材質別規格を適用する。

器具若しくは容器包装又はこれらの原材料材質別規格

1. ガラス製容器包装の規格

A 溶出試験

カドミウム 0.25~0.5 $\mu\text{g/ml}$ 以下

鉛 0.5~1.5 $\mu\text{g/ml}$ 以下

2. 合成樹脂製の容器包装の規格

A 材質試験

カドミウム 100 $\mu\text{g/g}$ 以下

鉛 100 $\mu\text{g/g}$ 以下

揮発性物質 (PS のみ) **5mg/g 以下**

B 溶出試験

重金属 1 $\mu\text{g/ml}$ 以下 (鉛として)

蒸発残留物 **30 $\mu\text{g/ml}$ 以下**

過マンガン酸カリウム消費量 **10 $\mu\text{g/ml}$ 以下**

アンチモン (PET) **0.05 $\mu\text{g/ml}$ 以下**

ゲルマニウム (PET) **0.1 $\mu\text{g/ml}$ 以下**

<p>組み合わせ容器包装 2-d-c 密栓の用に供する合成樹脂加工アルミニウム箔 重金属 1ppm 以下 (鉛として) 過マンガン酸カリウム消費量 5ppm 以下 蒸発残留物 15ppm 以下 フェノール 陰性 (臭素法) ホルムアルデヒド 陰性 破裂強度</p> <p>D 密栓の用に供する合成樹脂加工アルミニウム箔の内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂</p> <table border="0"> <tr> <td>カドミウム</td> <td>100 μg/g 以下</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>100 μg/g 以下</td> </tr> <tr> <td>ヒ素</td> <td>0.2ppm 以下</td> </tr> </table> <p>(塩化ビニル樹脂のみ) ジブチルスズ化合物 50ppm 以下 クレゾールリン酸エステル 1000ppm 以下 塩化ビニル 1ppm 以下</p> <p>2-c 金属缶は次の条件に適合するものであること。 2-c-A 溶出試験 ヒ素 0.2ppm 以下 (4%酢酸) 重金属 1ppm 以下 (鉛として) (4%酢酸)</p> <p>蒸発残留物 15ppm 以下 フェノール 陰性 (臭素法)</p> <p>ホルムアルデヒド 陰性 過マンガン酸カリウム消費量 5ppm 以下</p>	カドミウム	100 μ g/g 以下	鉛	100 μ g/g 以下	ヒ素	0.2ppm 以下		<p>密栓の用に供する合成樹脂加工アルミニウム箔は合成樹脂一般規格が適用される。 溶出試験 重金属 1 μg/ml 以下 (鉛として) 過マンガン酸カリウム消費量 10 μg/ml 以下</p> <p>合成樹脂の一般規格及びポリ塩化ビニルにおける個別規格 材質試験 一般規格 カドミウム 100 μg/g 以下 鉛 100 μg/g 以下</p> <p>個別規格 (塩化ビニル) ジブチルスズ化合物 50 μg/g 以下 クレゾールリン酸エステル 1mg/g 以下 塩化ビニル 1 μg/g 以下</p> <p>4. 金属缶の規格</p> <p>溶出試験 ヒ素 0.2 μg/ml 以下 (0.5%クエン酸) カドミウム 0.1 μg/ml 以下 (0.5%クエン酸) 鉛 0.4 μg/ml 以下 (0.5%クエン酸) 蒸発残留物 30 μg/ml 以下 フェノール 5 μg/ml (4-アミノアンチピリン法) ホルムアルデヒド 陰性</p> <p>エピクロルヒドリン 0.5 μg/ml 塩化ビニル 0.05 μg/ml</p>
カドミウム	100 μ g/g 以下							
鉛	100 μ g/g 以下							
ヒ素	0.2ppm 以下							

2-c-B 内容物に直接接する合成樹脂の規格		合成樹脂の一般規格及びポリ塩化ビニルにおける個別規格
<p>材質試験</p> <p>カドミウム 100 μg/g 以下</p> <p>鉛 100 μg/g 以下</p> <p>(塩化ビニル樹脂のみ)</p> <p>ジブチルスズ化合物 50ppm 以下</p> <p>クレゾールリン酸エステル 1000ppm 以下</p> <p>塩化ビニル 1ppm 以下</p>		<p>材質試験</p> <p>一般規格 カドミウム 100 μg/g 以下</p> <p>鉛 100 μg/g 以下</p> <p>個別規格 (塩化ビニル)</p> <p>ジブチルスズ化合物 50 μg/g 以下</p> <p>クレゾールリン酸エステル 1mg/g 以下</p> <p>塩化ビニル 1 μg/g 以下</p>